

○厚生労働省告示第二百二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月二十二日

厚生労働大臣 長妻 昭

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
財団法人東京都予防医学協会	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち細菌学的検査の業務	平成二十二年四月一日